

# 山口県の最低賃金

◇◇◇ 必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。 ◇◇◇

山口県最低賃金	時間額	効力 発生の日	○山口県最低賃金は、常用・パートタイマー・アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称に関係なく山口県内の事業場で働くすべての労働者及び使用者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	753円	28.10.1	

特定（産業別）最低賃金	時間額	効力 発生の日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
鉄鋼業、 非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業 非鉄金属素材製造業	890円	28.12.15	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素材材製造業のうち の非鉄金属鍛造品製造業	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業による洗浄、包装又は箱詰め の業務に主として従事する者 ○倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	815円		○自動車用ワイヤハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業（ただし、 心電計製造業は同左の特定（産業別） 最低賃金の適用があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、選別、 捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として 従事する者
輸送用機械器具 製 造 業	858円		○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分品・ 附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業 （ただし、自転車・同部分品製造業は同左の 特定（産業別）最低賃金の適用 があります。）	○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは 小型機械を用いて行うか、簡易な組立て、 レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の 検査の業務に主として従事する者 ○手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡 易なバリ取り又は面取りの業務に主として 従事する者 ○手作業による包装、箱詰め、シーリング、 マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の 接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に 主として従事する者
百貨店、総合スーパー	779円			○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

- 注1) 百貨店、総合スーパーとは、衣、食、住にわたる各種の商品を販売する百貨店（デパートメントストア）及び総合スーパーであって従業者が常時50人以上のものをいいます。
- 注2) この最低賃金には、次の賃金は算入されません。
  - 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
  - 時間外、休日労働に対する割増賃金
  - 臨時に支払われる賃金

最低賃金に関するお問合せは山口労働局賃金室（083-995-0372）又は最寄りの労働基準監督署へ

● 下関労働基準監督署	TEL 083-266-5476	● 岩国労働基準監督署	TEL 0827-24-1133
● 宇部労働基準監督署	TEL 0836-31-4500	● 山口労働基準監督署	TEL 083-922-1238
● 徳山労働基準監督署	TEL 0834-21-1768	● 萩労働基準監督署	TEL 0838-22-0750
● 下松労働基準監督署	TEL 0833-41-1780		

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金の引上げを図るための制度です。詳しくは 山口労働局雇用環境・均等室（083-995-0390）におたずねください。